

第19回 徳島県規制改革会議

次 第

日 時 : 令和4年6月1日(水)
午後1時から
場 所 : 特別大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 協 議

(1) 第18回会議における質問対応

(2) 関係各課との意見交換

4 閉 会

【配付資料】

資料1	第18回会議からの論点整理
資料2	県民からの提案募集事項
資料3	地域連携・快適避難所運営モデル事業の概要
参考資料1	第18回徳島県規制改革会議 議事概要
参考資料2	徳島県規制改革会議設置要綱・委員名簿

テーマ	具体的な内容	担当課
このとり応援事業における事務手続き	不妊治療助成の申請を行う際に、その都度、保健所を訪問する必要があり、郵送対応が不可能であった。また、領収書が不足の際、その場でその都度コピーを取りに行く必要があった。 今後、不妊治療は保険適用になるため、このような事務手続きの必要はなくなるが、行政手続きのオンライン化が推進される中、本事業では困難な理由(規制)を教えてください。	健康づくり課
屋外広告物許可申請手続きの統一化	屋外広告物が、ある程度の大きさになると許可申請が必要となる。徳島県内でも地域により徳島県証紙で申請料を納付するところもあれば、現金書留で納付するところもあり申請料納付の方法が異なる。申請手続きの統一化がされれば、場所ごとに確認する必要がなくなり、申請がスムーズになるため、統一化を提案する。	都市計画課
屋外広告物の定期詳細点検化	現在屋外広告物申請の更新時について、本県では第3者による詳細点検までは義務づけられていない。他県で義務づけられている自治体もあり、安全確保の面から、設置後10年以上の屋外広告物については詳細点検の実施を提案したい。	都市計画課
「地域連携・快適避難所運営モデル事業」における補助対象者及び申請書提出団体の変更について	「南海トラフ巨大地震」等の自然災害への備えとして地域防災力の充実強化をはかる為、自主防災組織をはじめとした地域住民が主体となり実施する訓練を支援する本制度は「自助・共助による自主防災意識の醸成」に寄与する有用な取り組みである。一方、現行の本制度では補助対象および申請書提出団体が市町村であり、自主防災組織をはじめとした地域住民の自発的発想による訓練や各地域ごとの状況やニーズにあわせた主体的取り組みに対し、市町村担当課への趣旨説明や合意形成、市町村予算の確保が必要となるなど、住民主体の団体が本制度を活用するに至るまでのプロセスに1年以上の期間を要するため、本制度の活用が阻害される一因となっている。	防災人材育成センター とくしまゼロ作戦課
教育におけるDX化	1人1台タブレット端末が整備され、ICTを活用した教育環境が整備されているが、今後は、どう有効活用をしていくかが重要である。教育のDX化に向け、ICT人材への支援や、教育現場での端末の有効活用等、現状と課題を整理し、目指す方向性を議論していくべきである。	学校教育課 総合教育センター
徳島県庁のDX化とその課題	現在、徳島県と外部の人材がメールやりとりをする際に2点、大きな障壁がある。 ①文書ソフトが一太郎のため、外部の人は一太郎ファイルで送信されても見えない(職員が、その都度、PDFに変換する必要がある) ②外部から、PDFやパワーポイント資料のような容量が大きなデータを送信しても、県では受信できない。 (そのため、その都度、届かなかつたため、デコメール依頼を受ける) 昨今、徳島県庁においても、積極的にDX化を推進しているところであるが、上記2点は、外部の人間から見て、大きな規制である。	スマート県庁推進課

徳島県では、県民目線に立った規制改革を実現するため「徳島県規制改革会議」を設置しています。今回、県民の皆さまの提案を募集し、規制改革会議において検討させていただきます。

- なお、県の予算や組織、思想信条に関するもの、誹謗中傷、権利侵害をはじめ、本県の所管する規制とは関係のない提案については、検討の対象とはなりませんので、ご注意ください。
- いただいたご提案については、内容の確認を行った上で、庁内関係部局と検討を行ってまいります。その検討結果は、「徳島版規制改革会議」に報告するとともに、県HPに掲載することを予定しています。
※ 原則として、提案者への個別回答は致しませんので、あらかじめご承知おきください。

～ あなたの「規制改革」提案 ～

1 提案事項名（タイトル）

※50文字以内にまとめて下さい。

2 提案の具体的内容

※400文字以内。出来るだけ具体的にご記入下さい。

（裏面に続く）

3 提案に至った理由（現行制度における支障事例や阻害要因など）

※400文字以内。出来るだけ具体的にご記入下さい。

4 当該規制の根拠となる条例等の名称

5 提案者情報

(1) 個人の場合

① 氏名（非公表）

② 都道府県（非公表）

③ 電話番号（非公表）

④ メールアドレス（非公表）

(2) 会社・団体の場合

① 会社名・団体名

※公表の可否 公表 非公表

② 所属・氏名（非公表）

③ 都道府県（非公表）

④ 電話番号（非公表）

⑤ メールアドレス（非公表）

令和4年度 地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金

- 1 目的
南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害に備え、住民主体の避難所運営体制づくりを推進する。
- 2 補助対象等
 - (1) 補助対象
市町村
 - (2) 予算額
1,000千円
 - (3) 補助限度額
定額（下限100千円，上限500千円／箇所（補助率1／2以内））
 - (4) 補助対象事業
市町村と、自主防災組織や学校，企業などの地域の様々な主体が連携・協働して、実際の避難所において行う避難所運営体制の構築に係る取組。

【補助事業の条件】
 - ①避難所個別の運営要領の作成又は点検・見直し
 - ②避難所運営訓練の実施
 - ③訓練用避難所資機材等の整備（任意）
- 3 事業選定方法
市町村から提出された「事業提案書」をもとに，書類審査により選定する。
- 4 事業期間
当年度中に終了

地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金取扱要領

地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金については、地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により行う。

1 補助対象事業（要綱第2条関係）

市町村と、自主防災組織や学校、企業などの地域の様々な主体が連携・協働して、実際の避難所において行う避難所運営体制の構築に係る取組が対象となる。

【補助事業の条件】

- ①避難所個別の運営要領の作成又は点検・見直し
- ②避難所運営訓練の実施
- ③訓練用避難所資機材等の整備（任意）

【上記条件の説明】

- ①実際の避難所（指定避難所）において、避難所運営体制を整備し、運営に必要な事項を記載した要領を作成する。
 - ・運営組織の編成、班構成の決定
 - ・居住空間、共有空間等の部屋（区画）割り等なお、既に作成されている場合は、本事業で実施する避難所運営訓練の実施結果を踏まえて点検・見直しを行う。
- ②作成した運営要領に基づき、実際の避難所（指定避難所）において訓練を実施する。
 - ・運営組織や班構成、居住空間の区画割り等の検証
 - ・開設訓練（施設の開設・施設点検・避難所内レイアウト・避難者の受入れ等）
 - ・備蓄品操作（設備の設置・簡易トイレ組立て等）
- ③本事業で実施する避難所運営訓練に使用する資機材等に限定する。
なお、資機材購入経費の割合が高い提案については、選定にあたって、評価が低くなることもあるとともに、資機材等の減額等の変更を求めることがある。

2 補助対象経費・補助率・補助額

補助対象経費	報償費	避難所運営要領の作成、避難所運営訓練等に必要な講師やアドバイザー等の外部有識者の謝礼に要する経費
	費用弁償	避難所運営要領の作成、避難所運営訓練等に必要な講師やアドバイザー等の外部有識者の旅費に要する経費
	需用費	消耗品費、資料等作成費、資料等購入費、燃料費、印刷費
	役務費	郵便、運搬、電話、インターネット等の通信に要する経費、保険料
	委託料	事業の実施に必要な委託に要する経費
	使用料及び賃借料	会場借上料、資機材借上料
	備品購入費	訓練の実施に必要な資機材の購入に要する経費
	その他経費	その他特に必要と認められる経費 (事業実施者の経常経費、利益となる経費は除く。)
補助率	補助対象経費の1/2以内	
補助限度額	事業1件当たり 10万円～50万円	

3 事業実施期間

当該年度の3月31日までに実施・終了する事業であること。

4 事業提案書の提出（要綱第4条関係）

- (1) 募集期間
別途知事が定める期間とする。
- (2) 提出書類
事業提案書（様式1）に次の書類を添付し提出すること。
 - ①事業計画書（様式2）
 - ②収支予算書（様式3）
 - ③歳入歳出予算（見込）書の写し又は予算計上確約書（様式適宜）
 - ④事業内容に係る資料（様式適宜）
- (3) 提出先
徳島県防災人材育成センター 啓発・人材育成担当
住所 〒771-0204 板野郡北島町鯛浜字大西165
電話 088-683-2100 ファクシミリ 088-683-2002
電子メール bousaijinzaikusei@pref.tokushima.lg.jp

5 事業の選定方法（要綱第4条関係）

事業の選定は、提出された事業提案書（関係書類を含む）をもとに、書類審査により決定する。審査は、以下の項目について実施する。（審査等に関する問い合わせには応じない。）
なお、一つの市町村から応募できる提案は原則として1件までとし、また、審査の結果については、市町村あてに書面で通知する。

- (1) 適合性
事業の目的・内容が地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金の趣旨に合致するか。また、事業の成果目標・効果が補助金の趣旨に合致するか。
- (2) 実効性
事業実施にあたり、市町村と地域の様々な主体（自主防災組織、学校、企業等）との連携がとれる体制であるか。また、地域の実情にあった体制づくりとなっているか。
- (3) 工夫点
個別の避難所における課題の解決など、よりよい避難所運営体制を構築するために、どのような工夫がなされているか。
- (4) 継続性・発展性
事業終了後も避難所運営体制が維持され、訓練などを通して見直しが継続される事業計画となっているか。
- (5) 計画性
事業計画は十分に練られているか。また、事業の予算や実施方法は事業の目的に対して妥当であるか。

6 事業のスケジュール（予定）

項目	実施者	時期
①事業提案書提出	市町村	5月～6月上旬
②事業選定	県	7月
③補助金交付内示	県	
④補助金交付申請	市町村	
⑤補助金交付決定	県	
⑥事業着手	市町村	補助対象は交付決定日以降
⑦実績報告	市町村	事業完了から30日以内又は 年度末（3.31）のいずれか早い期日
⑧確定通知・補助金支払い	県	実績報告から1か月程度

7 事業実績等の公表

本事業で実施された取組について、他地域への普及を図るため、事業実施にあたって作成した計画書、実績報告、運営要領等の成果物については、個人情報等を伏して公表し、他の市町村と共有するものとする。

地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害に備え、住民主体の避難所運営体制づくりを推進するため、市町村が行う「地域連携・快適避難所運営モデル事業」に要する経費に対し、予算の範囲内で、市町村に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業及び経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象経費、対象団体、補助率及び補助限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象事業及び経費	対象団体	補助率	補助限度額
○補助対象事業 モデルとなる個別の避難所において避難所運営体制を構築する事業 ○対象経費 上記事業実施に要する経費	市町村	補助対象経費の 2分の1以内	事業1件当たり 下限額10万円 上限額50万円

(補助額)

第3条 補助額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業提案書の提出及び補助金交付内示の通知)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村は、知事に対し、地域連携・快適避難所運営モデル事業補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定める事業提案書を、その定める期日までに提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による事業提案書の提出があったときは、取扱要領に定める方法により、書類等の審査及び内容を調査し、適当と認めるときは、速やかに市町村に対し、補助金交付内示通知書（様式第1号）により、内示額を通知するものとする。

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第2号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（取扱要領様式2）
- (2) 収支予算書（取扱要領様式3）
- (3) 歳入・歳出予算（見込）書の写し又は予算計上確約書
- (4) 事業内容に係る資料

3 前条第2項により補助金交付内示通知を受け、当該補助金の申請をしようとする市町村は、前2項に掲げる書類を、知事に対し、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（軽微な変更）

第7条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、事業費総額の30パーセント以内の経費の配分の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする市町村は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更（中止・廃止）事業計画書（取扱要領様式4）
- (2) 収支予算書（取扱要領様式3）（変更後）
- (3) 歳入・歳出予算（見込）書の写し（変更後）
- (4) 事業内容に係る資料（変更後）

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする市町村は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めた場合は、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（取扱要領様式5）
- (2) 収支精算書（取扱要領様式6）
- (3) 歳入・歳出決算（見込）書の写し

(4) 事業実績に係る資料

- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後に、補助金を支払うものとする。

(補助金調書等)

第12条 規則第16条の補助金調書は、様式第6号による。

- 2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、その購入に要した経費の額が一件につき10万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数による。

(公表)

第14条 知事は、当該補助金により実施した事業について、その成果物等を公表することができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。